

庄原こどもクリニック

○休診日 日曜日、休日および年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

○診療時間

月・火・木・金曜日：9時～12時および14時～18時

水曜日：9時～12時 土曜日：9時～13時

●金丸院長にお話をうかがいました。
庄原市には10年前に初めて赴任し、以後5年半ほど小児科医療に携わっています。この地で、病児病後児保育施設併設の小児科診療所を開業することができ、うれしい思いと大きな責任で身が引き締まる思いでいます。
診療所を運営するに当たっては、他の医療機関や関係機関と連携しながら、スタッフと共に、子育てで心がしんどくなった人にも求めてもらえるような、「育児のよりどころ」にしたいと思っています。



◎育児のよりどころに
金丸院長とスタッフの皆さん



施設概要

- 所在地 庄原市西本町一丁目12番9号
- 敷地面積 1296.76平方メートル
- 建築面積 394.09平方メートル
- 床面積 318.08平方メートル
- 庄原市小児科診療所 214.22平方メートル
- 庄原市病児病後児保育施設 103.86平方メートル
- 構造 木造平屋建
- 駐車場 13台（専用駐車場）

庄原市は、地域の宝である子どもたち、またこれから生まれてくる子どもたちに安心な環境を提供し、子どもたちを育む保護者の皆さんを支援するため、『庄原市こども未来広場』に、『小児科診療所』と『病児病後児保育施設』を整備しました。

問い合わせ

庄原こどもクリニック

☎0824・74・6810



診察室1



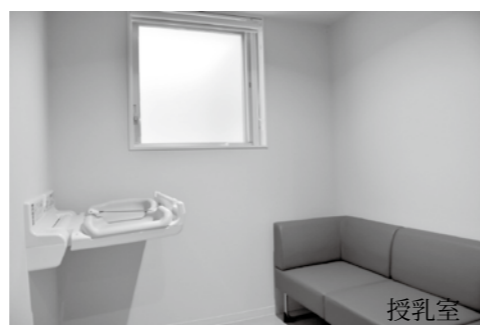
診察室2



受付

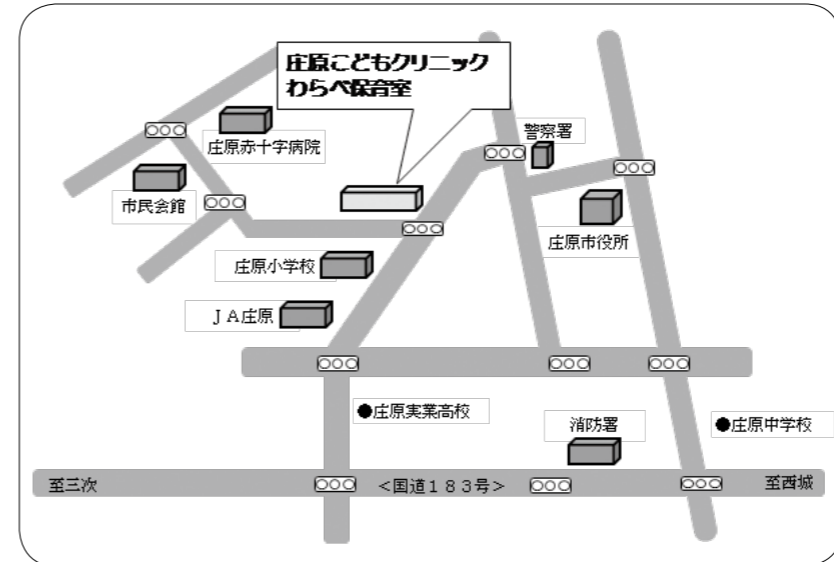


待合室



授乳室

6月24日、庄原市小児科診療所（庄原こどもクリニック）と庄原市病児病後児保育施設（わらべ保育室）の落成式を行いました。
落成式の中で、木山耕三市長は次のとおり思いを述べました。
未来を担う子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりは、市民の皆さんの強い願いであり、私も、極めて重要な施策と捉え、多様な取り組みを進めています。
合併以後13年間にわたる悲願だった市内での産科再開に相まって、これまで以上に小児科の必要性が高まる中、庄原の子どもたちに対する金丸医師の熱い思いと、安心して子育てができる環境を充実したいとの市の思いが重なり、小児科診療所の整備に至ったことは、本市の小児医療体制において、誠に意義深いものです。
また、本市には、病児病後児保育を行う専用施設がなく、子どもの療養や病後回復の期間には、保護者の皆さんに仕事を休んでいただくなどの対応をお願いしていましたが、小児科診療所に併設した新たな一時保育施設は小児科医師との連携のもとで運営することから、仕事と子育ての両立支援に寄与するだけでなく、安心してご利用いただけるものと考えています。
これらの施設に、子どもや保護者、地域の皆さんの笑顔があふれ、この場所が、あんしんを実感しな



がら子育てができるシンボルの空間として定着するとともに、庄原で子どもを産み、育てることを希望する若者の増加につながることを市民の皆さんと一緒に強く願っています。

利用までの流れ

問い合わせ
【利用の相談、予約】 わらべ保育室 ☎0824-74-6770
【事前登録】 児童福祉課 ☎0824-73-1192

1. 事前登録

利用を希望する場合は、毎年度、事前に利用登録をしてください。
 ⇒ 申請書提出先：児童福祉課（☎0824-73-1192）・各支所担当室 または わらべ保育室
 ※登録の有効期間は、登録した日の属する年度末（3月31日）までです。

2. 予約

利用希望日の前日までの開所時間中（8時30分～18時）、または当日の9時までにわらべ保育室（☎0824-74-6770）に電話し予約をしてください。
 ※予約を受けた時点で定員を超える場合は利用できない場合があります。ご了承ください。

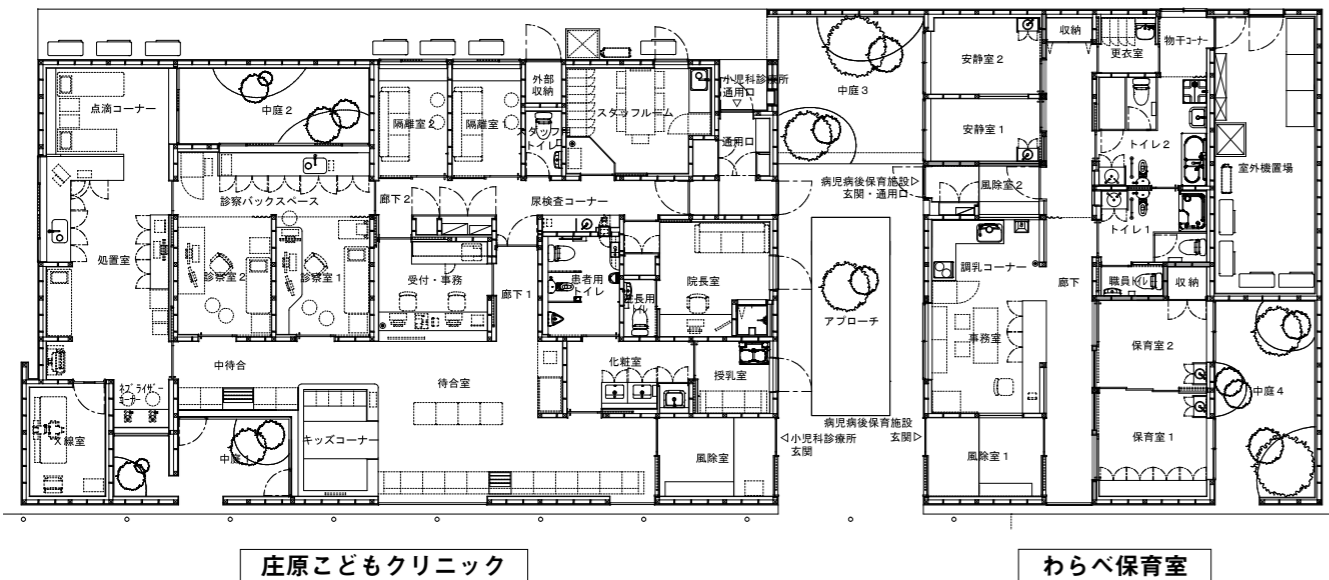
3. 受診

利用希望日の前日または利用希望日に、隣接する**庄原こどもクリニック**で受診してください。
 病児病後児保育が利用可能と判断された場合、医師から「医師連絡票」を受け取ります。

利用をキャンセルする場合は
必ず連絡してください

4. 利用申請・入室

利用申込書に必要事項を記載のうえ、庄原こどもクリニックが作成した「医師連絡票」を添えて、わらべ保育室に提出してください。
 お子さんの状況などの聞き取りや、持参物の確認をした後、入室となります。
 ※入室までには、手続きや聞き取りなどで10分程度時間がかかります。



庄原市病児病後児保育施設

わらべ保育室

- 定員 4人
- 休所日 土・日曜日、休日および年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- 開所時間 8時30分～18時
- 連続利用 休所日を含む7日間を限度として連続利用ができます。

利用できない児童

市内に居住する生後6カ月から小学6年生までの児童で、市が指定した医師（庄原こどもクリニック院長）の診察により利用が可能な疾患と診断された児童です。

利用が可能な疾患

- ▼感冒、消化不良症などの日常的にかかる疾患
 - ▼喘息などの慢性疾患
 - ▼水痘（みずぼうそう）、風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）などの感染性疾患
 - ▼骨折等の外傷性疾患
- ※ただし、次の症状がある場合や、感染力の強い麻疹（はしか）など、医師の判断により受け入れ困難とされたものは除きます。
- ▼38・5度以上の発熱が続いている
 - ▼下痢・嘔吐がひどい
 - ▼脱水症状がある
 - ▼咳がひどく呼吸困難がある
 - ▼食欲がなく、ほとんど食べたり飲んだりできない

利用料

日額 2千円（兄弟などで同時利用の場合、二人目以降は半額）
 ※課税状況により、無料、半額になります。

その他

○利用のあった月ごとに整理し、後日、請求しますので、最寄りの市内金融機関でお支払いください。
 ○昼食、飲み物、おやつは持参してください。

○利用にあたっては、隣接する**庄原こどもクリニック**での受診が必要となります。診察にかかる費用は別に必要となります。

○利用中の児童の体調によっては、診察が必要と判断し、受診することもありますのでご了承ください。

持参品

- ① お子さんの保険証・乳幼児医療費受給者証など
 - ② 母子手帳
 - ③ 処方された薬・お薬手帳など薬の名前がわかるもの
 - ④ 印鑑
 - ⑤ 昼食用弁当
 - ⑥ 飲み物（湯冷まし）・お茶・イオン飲料など
- ※その他にも必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。

